別紙１

京町家の保全・継承をサポートします！

京町家に関する補助制度のご案内

京都の町並み、歴史、文化の象徴である京町家の保全・継承を推進するため、
改修工事や維持修繕に対する補助を行っています。

①指定京町家改修補助金

京町家条例に基づく指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に、京町家の保全・継承に必要となる改修工事にかかる費用の一部を補助します。

対象建築物 ※1	京町家条例に基づく 指定地区内の京町家	京町家条例に基づく 個別指定の京町家
対象工事	①外部改修工事 ※2 ②設備改修工事	①外部改修工事 ※2 ②設備改修工事 ③内部改修工事 ※3
補助金額 ※6	補助対象費用の１／２ 上限額１００万円 ※4	補助対象費用の１／２ 上限額２５０万円 ※5

①外部改修工事とは
外壁、屋根、外部建具、格子等の外観の修理・修景工事

②設備改修工事とは
電気設備の配線、給排水設備の配管又はガス設備の配管等の不良部分を健全化する工事

③内部改修工事とは
通り庭・火袋・床の間、欄間、奥庭等の伝統的な形態意匠の保全・復原工事
（畳の更新と内部建具は対象外）

※１　本市から同一年度内に類似の補助金（景観政策課、文化財保護課等が所管する補助金）の交付を受ける建物は申請できません。ただし、工事箇所を分ける場合は、下記の個別指定京町家維持修繕補助金との併用は可能です。
※２　道路又は通路その他の公共の場所から見える部分（詳しくは「申請の手引」を参照）に限ります。
※３　内部改修工事の補助を受ける場合、内部改修工事の補助事業を実施する箇所の全部又は一部について、地域交流の拠点等の公的な利用又は建物内部の状況等について写真等を公開することが必要です。
※４　設備改修工事は、外部改修工事と併せて行う又は過去に指定京町家改修補助金の交付を受けて外部改修工事を行った場合に限り補助対象とし、設備改修工事の補助額は、外部改修工事の補助額（制度開始以降の累計）を上限額とします。
（例えば、外部改修工事の補助額が３５万円の場合、設備改修工事の上限額は３５万円）
※５　内部改修工事及び設備改修工事に要する費用はそれぞれ上限額６０万円
※６　過去に交付を受けた補助金の累計が上限額に達するまで何度でもご利用いただけます（過去１０年以内に補助を受けた箇所は対象外となります）。

②個別指定京町家維持修繕補助金

京町家条例に基づく個別指定の京町家を対象に、日常的な維持修繕にかかる費用の一部を補助します。

対象建築物	京町家条例に基づく 個別指定の京町家				
対象工事 ※1	屋根(通り庇を含む) ※2 瓦の部分取替え ズレの直し等	外壁 (高塀を含む) ※2 土壁、漆喰の 部分的な修繕	樋 ※2 部分修理	外部建具 ※2 建て付け調整 部分的な塗装	健全化に 必要な工事 防蟻処理
積算単価	2,700円／㎡	3,200円／㎡ ※3	1,100円／m	協議による	2,700円／㎡
補助金額	補助対象費用の１／２　上限額２０万円				

※１　前年度（外部建具又は健全化に必要な改修工事に当たっては過去４年以内）に、補助を受けた箇所は対象外となりますが、箇所が異なれば、毎年上限額までご利用いただけます。
※２　道路又は通路その他の公共の場所から見える部分（詳しくは「申請の手引」を参照）に限ります。
※３　漆喰の補修については6,300円／㎡とします。
※４　工事施工者（元請負人又は下請負人）は、京都市に本店又は主たる事務所を置いている者に限ります。

「申請の手引」はこちらから
ご覧いただけます。

申請の流れ

賃借人の申請も可能ですが、所有者の同意が必要です。

・請求書の写し
・領収書の写し
・工事前中後の写真の添付が必要です

申請から2週間程度　　２月末までに提出

事前相談 ➡ 交付申請 ➡ **交付決定** ➡ 工事着手 ➡ 工事完了 ➡ 完了報告 補助金請求 ➡ **補助金交付**

- 必ず交付決定後に工事に着手してください。交付決定前に工事に着手した場合は、補助金を交付できません。
- 毎年度、予算に達し次第、受付を終了します。事前相談には、１箇月程度時間を要する場合もありますので、工事に先立ってお早目にご相談ください。

● 補助金制度の詳細や申請書類 ●

◆補助金制度の詳細や申請に必要な書類は、WEBページ（京町家を未来へ）をご覧ください。

京町家　補助金　検索

◆京町家の指定状況（個別・地区）もWEBページに掲載していますのでご覧ください。

京町家　指定地区　検索

● 京町家を活用したい所有者の方へ ●

◆ **京町家マッチング制度**

京都市に登録された京町家の取扱い経験が豊富な専門家（登録団体）が、京町家の改修・活用方法、京町家を継承・活用したい方とのマッチングを提案します。

◆ **京町家賃貸モデル事業**

指定京町家を、京都市が固定資産税及び都市計画税相当額で借り上げ、公募した事業者に同額で転貸し、活用に当たって必要となる改修や管理等行っていただくモデル事業です。賃貸期間終了後は、活用できる状態となった京町家が所有者に返還されます。

個別指定の京町家については、「個別指定京町家プレート」を無料で受け取れます。

京町家　活用　検索

●お問合せ先●

京都市 都市計画局 まち再生・創造推進室（京町家保全継承担当）

〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地
（分庁舎２階　８番窓口）

☎０７５－２２２－３５０３　FAX ０７５－２２２－３４７８

E-mail：machisai_kyomachiya@city.kyoto.lg.jp

＜受付時間＞９：００～１１：３０/１３：３０～１７：００（土日祝を除く）

● 耐震・防火改修の補助金「まちの匠・ぷらす」 ●

◆土壁修繕や木製防火雨戸など京町家の耐震・防火改修工事費を補助します。
京町家の補助金と併用が可能です（ただし、工事箇所を分ける必要があります）。
詳しくは以下のお問合せ先まで。

＜「まちの匠・ぷらす」の申込み・お問合せ先＞　京（みやこ）安心すまいセンター　☎075-744-1631

〒600-8127　京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1（河原町五条下る東側）
「ひと・まち交流館　京都」地下1階

【開館・受付時間】午前9時30分～午後5時
【休館日】水曜日・祝日・第3火曜日・年末年始（12月29日～1月4日）

京都市　まちの匠　検索

発行：京都市　都市計画局　まち再生・創造推進室
京都市印刷物　第０６４２５８号　令和６年６月発行
＜本事業は宿泊税を活用しています。＞

京都市は持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を支援しています。